

平成24年度 福岡市市民後見人養成研修 ＜募集要項＞

福岡市では、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活ができるよう、判断能力が不十分な人の権利と財産を保護する「成年後見制度」の担い手として、地域住民の視点で支援を行う「市民後見人」を養成します。

市民後見人養成研修（以下、「本研修」といいます。）は、「基礎研修」と「実務研修」から構成されており、全カリキュラムを受講いただくことで修了となります。

本研修を修了した人に対しては、福岡市社会福祉協議会が実施する法人後見の実務担当者（＝市民参加型後見人）としての活動を予定しています。

1. 主催

福岡市（社会福祉法人福岡市社会福祉協議会へ事業委託）

2. 応募資格

以下のすべての要件を満たす人。

- 年齢20歳以上69歳未満（平成24年10月1日現在）の人
- 福岡市在住又は勤務の人で、市内の要援護者の支援ができる人
- 高齢者及び障がい者に対する地域福祉活動に理解と熱意がある人
- 社会貢献活動として成年後見業務に従事することを希望する人
- 原則として、全てのカリキュラムを受講できる人

3. 研修期間

平成24年10月～平成25年2月のうち、延べ13日間

○基礎研修（10月～11月）：4日間

○実務研修（12月～2月）：9日間（※2日間の施設実習を含む）

4. 研修カリキュラム

研修内容および日程、会場については、別添のカリキュラム表をご参照ください。

5. 定員

50人（応募者多数の場合は抽選となります）

6. 受講料

受講料は無料。別途テキスト代の実費1,600円が必要です。

※テキスト代は、研修初日の受付の際に徴収いたします。なお、研修にかかる交通費や昼食代は、各自ご負担ください。

7. 応募方法

(1) 申込書類の配付

申込書類は、福岡市社会福祉協議会または各区社会福祉協議会の窓口で配付します。8/15より配付予定(平日：9時～17時)

※申込書類を取り寄せる場合は、120円切手を貼った返信用封筒を同封のうえ、下記まで郵便で請求してください。

※申込書類は福岡市および社会福祉協議会のホームページからもダウンロードすることができます。

(2) 申込書類の提出

必要書類①、②をそろえて、郵送または持参により「福岡市社会福祉協議会あんしん生活支援センター」宛に提出してください。(持参の場合は、平日の9時～17時にお願いします。)

【必要書類】

① 受講申込書

※必要事項をみれなくご記入ください。

② 受講証用顔写真1枚(縦4cm×横3cm、スナップ写真の切り抜き可)

※裏面に氏名を記載してください。

申込締切日・・・平成24年9月14日(金) 必着

＜申込書類の請求および提出先＞

〒810-0062

福岡市中央区荒戸3-3-39 福岡市市民福祉プラザ4階

福岡市社会福祉協議会 あんしん生活支援センター

※郵送の場合は、封筒の表面に「市民後見人養成研修受講申込書」請求(請求時)または
在中(提出時)と朱書きして下さい。

8. 受講者の決定

応募者多数の場合は抽選となります。受講可否の決定は、9月下旬に申込者全員に郵送でご連絡します。

9. 事前説明会の開催

本研修の受講希望者を対象に「事前説明会」を開催します。

日 時：平成24年9月3日（月）13：30～14：30

会 場：福岡市市民福祉プラザ 1階 ふくふくホール

内 容：「福岡市市民後見人養成研修」募集要項について

※「事前説明会」への出席は受講申込にあたっての必須条件ではありません。

説明会に参加されない方は、本募集要項に記載の内容を熟読の上、受講申込みを行ってください。募集要項は、福岡市および社会福祉協議会のホームページでもご覧いただけます。

10. 研修修了後の活動について

(1) 登録

本研修を修了した人は、福岡市の推薦を受けた上で、福岡市社会福祉協議会が実施する法人後見の実務担当（＝市民参加型後見人）候補者として、福岡市社会福祉協議会に登録を行います。（福岡市の推薦については、基礎研修・実務研修の受講状況を参考に判断させていただきます。）

登録期間は2年間で、登録可能な年齢は75歳以下とさせていただきます。また、以下の条件を全て満たす人については登録を更新することができます。

- ①登録期間中に、市民参加型後見人として活動を行っていること、または「フォローアップ研修」を受講していること。
- ②登録期間中に、本会が市民参加型後見人として適性を欠くと判断する行為が認められないこと。

(2) 体験および雇用

福岡市社会福祉協議会が法人後見を受任したケースについて、登録者の中から、適任と思われる方を市民参加型後見人として雇用し、法人後見の実務担当者（社協職員）として活動を行っていただきます（※1）。

ただし、雇用に際しては、面接及び日常生活自立支援事業（※2）の業務体験を行っていただき、市民参加型後見人の意向や適性を確認した上で判断させていただきます。また、法人後見の受任状況（受任件数・被後見人の所在地等）により、雇用まで至らない場合もあります。

（※1）

1活動あたり平均2時間程度・月1～2回程度の活動で、雇用後は活動実績に応じて、賃金・通勤手当相当加給金を支給します。

（※2）日常生活自立支援事業とは

判断能力が不十分な人の権利を守るため、福岡市社会福祉協議会が本人との契約に基づき、福祉サービス利用援助や日常金銭管理を行う事業です。

(3) 活動の開始

法人後見業務における、被後見人等の定期的な見守り活動や日常金銭管理等の支援を行っていただきます。活動にあたっては、法人後見人である福岡市社会福祉協議会が常時相談に応じ、必要に応じて同行支援を行います。また、登録者に対して「フォローアップ研修」を開催し、市民参加型後見人をサポートします。

1 1. 申込みにあたっての注意事項

- (1) 研修の応募者が、定員の50名を上回る場合は、抽選になります。
(抽選結果によっては研修を受講できない場合があります。)
- (2) 本研修は、全カリキュラムを受講していただくことで修了となります。
- (3) 福岡市社会福祉協議会が実施する法人後見の実務担当者（＝市民参加型後見人）として活動を行っていただく場合、活動実績に応じて賃金等が支払われますが、この活動はあくまで社会貢献活動の性格を有する取り組みであることをご承知ください。

1 2. 研修に関する問い合わせ先

福岡市社会福祉協議会 あんしん生活支援センター
福岡市中央区荒戸3-3-39 福岡市市民福祉プラザ4階
電話：092-751-4338 FAX：092-751-1509

13. 受講申込書及び募集要項の配付場所

| 名称 | 開設時間・休館日 | 住所 | 電話 |
|------------|----------------------------|------------------------------|--------------|
| 福岡市社会福祉協議会 | 午前9時～午後5時 休館日 土・日・祝日 | 中央区荒戸 3-3-39 市民福祉プラザ 4階 | 092-751-4338 |
| 東区社会福祉協議会 | | 東区馬出 5-40-11 箱崎前田 6ビル内 | 092-643-8922 |
| 博多区社会福祉協議会 | | 博多区博多駅前 2-19-24 保健福祉センター内 | 092-436-3651 |
| 中央区社会福祉協議会 | | 中央区大名 2-5-31 中央区役所内 | 092-737-6280 |
| 南区社会福祉協議会 | | 南区塩原 3-25-1 南区役所別館内 | 092-554-1039 |
| 城南区社会福祉協議会 | | 城南区鳥飼 5-2-25 城南保健所内 | 092-832-6427 |
| 早良区社会福祉協議会 | | 早良区百道 1-1-1 UMIBE B.L.D内 | 092-832-7383 |
| 西区社会福祉協議会 | | 西区内浜 1-7-1 北山興産ビル内 | 092-895-3110 |

【受講申込み～後見活動開始までの流れ】

受講申込書・募集要項
の取り寄せ

配布期間：8月15日（水）～9月14日（金）

- ・福岡市社会福祉協議会または各区社会福祉協議会の窓口で配布します。
- ・郵送請求も可能です。120円切手を貼った返信用封筒を同封の上、下記までご請求ください。
- ・申込書類は福岡市および社会福祉協議会のホームページからもダウンロードすることができます。

<請求先>

〒810-0062

福岡市中央区荒戸3-3-39 福岡市市民福祉プラザ4階

福岡市社会福祉協議会 あんしん生活支援センター

※郵送請求の場合は、封筒の表面に「市民後見人養成研修受講申込書」請求と朱書きして下さい。

受講申込書記入
必要書類の準備

- ・受講申込書
- ・受講証用顔写真1枚（縦4cm×横3cm、スナップ写真の切り抜き可）
※裏面に氏名を記載してください。

申込書類の提出

申込締切日：9月14日（金）必着

- ・「福岡市社会福祉協議会 あんしん生活支援センター」に郵送または持参してご提出ください。

<提出先>

〒810-0062

福岡市中央区荒戸3-3-39 福岡市市民福祉プラザ4階

福岡市社会福祉協議会 あんしん生活支援センター

※封筒の表面に「市民後見人養成研修受講申込書」在中と朱書きして下さい。

受講者決定通知
受講証の送付

9月下旬に郵送

- ・応募者多数の場合は抽選となります。（定員50名）
- ・顔写真を貼り付けた受講証を送付します。

テキスト代の支払い
研修の受講

基礎研修：10月～11月（4日間）

実務研修：12月～2月（9日間）

- ・ 毎回、受付で必ず「受講証」をご提示ください。
- ・ テキスト代は、研修初日の受付の際に徴収いたします。

研修の修了

- ・ すべてのカリキュラムを受講した方に修了証を交付します。

市民参加型後見人
バンクへの登録

- ・ 研修を修了した人は、福岡市の推薦を受けた上で、福岡市社会福祉協議会が実施する法人後見の実務担当（＝市民参加型後見人）候補者として登録します。
- ・ 登録期間は2年間で、登録可能な年齢は75歳以下です。
- ・ 「登録期間中に市民参加型後見人としての活動を行っている、またはフォローアップ研修を受講していること」及び「登録期間中福岡市社会福祉協議会が市民参加型後見人として適性を欠くと判断する行為が認められないこと」を条件として、登録の更新を行うことができます。

市民参加型後見人
として活動開始

- ・ 福岡市社会福祉協議会が法人後見を受任したケースについて、登録者の居住地等を考慮した上で、適任と思われる方を市民参加型後見人として雇用し、活動を行っていただきます。
- ・ 雇用に際しては、面接及び日常生活自立支援事業の業務体験を行っていただき、市民後見人の意向や適性を確認した上で判断させていただきます。
- ・ 法人後見の受任状況により、雇用まで至らない場合もあります。

フォローアップ

- ・ 法人後見人である福岡市社会福祉協議会が常時相談に応じ、必要に応じて同行支援を行います。
- ・ 登録者を対象とした「フォローアップ研修」を開催します。

福岡市市民後見人養成研修カリキュラム

会場:福岡市市民福祉プラザ

<基礎研修>

| 日程 | 時間 | 科目 | 講師 |
|-------------------------------|-------------|-------------------------------|---|
| 1日目 10/11 (木) 601研修室 | 13:00~13:30 | 開講式・オリエンテーション | 事務局 |
| | 13:30~15:30 | 成年後見制度と地域福祉 | 筑紫女学園大学人間科学部 教授 山崎 安則氏 |
| | 15:40~17:30 | 成年後見制度の概要 | 岩城法律事務所 弁護士 岩城 和代氏 |
| 2日目 10/29 (月) 601研修室 | 10:00~12:00 | 日常生活自立支援事業と法人後見事業 | 福岡市社会福祉協議会 あんしん生活支援センター |
| | 13:00~15:00 | 対象者の理解と福祉制度(1) (高齢者) | 飯塚市社会福祉協議会 事務局次長 藤田 博久 氏 |
| | 15:10~17:10 | 対象者の理解と福祉制度(2) (知的・精神障がい者) | 就労継続支援B型施設 和楽えのき 管理者 精神保健福祉士 大山 和宏 氏 |
| 3日目 11/8 (木) 601研修室 | 10:00~12:00 | 後見業務の実際(1)(就任~終了まで) | 成年後見センター・リーガルサポート福岡支部 司法書士 山崎 貴子氏 |
| | 13:00~15:00 | 後見業務の実際(2)(財産管理) | 〃 |
| | 15:10~17:10 | 後見業務の実際(3)(身上監護) | 大野城市社会福祉協議会介護サービス事業係長 社会福祉士 井上 修 氏 |
| 4日目 11/21 (水) 601研修室 | 10:00~12:00 | 後見業務の実際(4)(コミュニケーション) | 日本ソーシャルコーチ協会 理事長 富岡 郁雄 氏 |
| | 13:00~15:00 | 後見支援員による活動報告 | 飯塚市社会福祉協議会 生活支援員 |
| | 15:10~16:00 | 実務研修受講希望者への説明 | 事務局 |

<実務研修>

| 日程 | 時間 | 科目 | 講師 |
|-------------------------------|-------------|---------------------------|--------------------------------|
| 5日目 12/10 (月) 502研修室 | 13:00~13:30 | オリエンテーション | 事務局 |
| | 13:30~15:00 | 地域福祉活動の実践と市民後見人の役割 | 福岡市社会福祉協議会CSW 地域福祉活動実践者 |
| | 15:10~17:10 | 消費者被害の現状と対応 | 福岡市消費生活センター |
| 6日目 12/25 (火) 601研修室 | 10:00~12:00 | 福岡市の福祉制度(1)ー生活保護制度 | 市役所職員 |
| | 13:00~15:00 | 福岡市の福祉制度(2)ー年金制度 | 市役所職員 |
| | 15:10~17:10 | 福岡市の福祉制度(3)ー障がい者施策 | 市役所職員 |
| 7日目 1/9 (水) 502研修室 | 9:30~12:30 | 対人援助・コミュニケーション技術 | 天領病院ソーシャルワーカー 社会福祉士 梅田 真嗣 氏 |
| | 13:30~15:30 | 福岡市の福祉制度(4)ー介護保険制度 | 市役所職員 |
| | 15:40~16:40 | 施設実習にあたっての留意点 | 施設職員(高齢・障がい) 事務局 |
| 8~9日目 1/10~28の うち2日 | | 施設実習 | 施設職員 |
| 10日目 1/29 (火) 601研修室 | 10:00~12:00 | 成年後見制度に係る法律知識 | あおば総合法律事務所 弁護士 古賀 美穂氏 |
| | 13:00~14:00 | 後見業務の実際(1)ー申立から終了まで | 福岡家庭裁判所 |
| | 14:10~17:10 | 後見業務の実際(2)ー財産管理 | 翼・篠木法律事務所 弁護士 篠木 潔氏 |
| 11日目 2/8 (金) 502研修室 | 10:00~15:00 | 後見業務の実際(3)ー身上監護 | 天領病院ソーシャルワーカー 社会福祉士 梅田 真嗣 氏 |
| | 15:10~16:00 | 日常生活自立支援事業実習にあたっての 注意点 | 事務局 |
| 12日目 2/9~24の うち1日 | | 日常生活自立支援事業実習 | 事務局、生活支援員 |
| 13日目 2/26 (火) 601研修室 | 10:00~15:00 | 事例検討 | あおば総合法律事務所 弁護士 古賀 美穂氏 |
| | 15:10~16:30 | 研修の振り返りと今後の後見活動に向けて | 事務局 |
| | 16:30~17:00 | 閉講式 | 事務局 |